

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 毒ガス
問題 第2次移送

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43783

在米大

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限 秘の内	符号表示 暗 略 平 第 645 号	総第 07 205 号 昭和 年 月 日 時 分 発 APR 7 2 2 0 6
大至急 至急 普通 LTF		発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 北米 1 起案 昭和 46 年 4 月 7 日 起案者 電話番号 12中 2465
--	-------------------------------	---

協議先

在 米 牛場 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あて

件名 ランパート高年并積言の令談

(沖縄来電才 375号 (総番号 17865号) 転電)

(3)

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

漢 分 二 種

写 済 640

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平 第 646 号	総第 08 041 号 昭和 年 月 日 時 分 発 APR 8 1 4 1 2
大至急 至急 普通 LTF		発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 北米 1 起案 昭和 46 年 4 月 7 日 起案者 電話番号 12中 2465
--	-------------------------------	---

協議先

在 米 牛場 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あて

件名 毒ガス撤去 (715号著筒)

(沖縄来電才 373号 (総番号 17678) 転電)

31

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

漢

写 済

246

カヒ
ヒ

大政
務次
官官
機総
備
費
文
會
營
給

調
査
長
領
移
長

參
地
中
東
長
北
西
參
北
保
參
一
二
參
西
東
洋
長
西
東

近
ア
長
經
次
總
經
國
万

長
經
協
長
國
一
理

參
條
協
規
長
國
參
政
經
科

長
情
長
文
長
軍
社
專
參
道
內
外
一
二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 10517
 71年4月8日20時00分 米 国 主管
 71年4月9日10時23分 本 省 著 北

外務大臣殿 牛場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(どくガスならびに協定)

第945号 極秘 至急(ゆう先処理)

7日、ウオード陸軍次官代理は表けいのため往訪のオオカワラに対し次のとおり述べた。(キウチ同席)

1. どくガスのオキナワからのはん出経過等につき、これまでタカセ大使はじめ種々じん力いただいているがヤラ主府が遅々としてふみ切らないのでしびれをきらしている。レアード国防長官は昨年訪米のナカソネ長官に早期はん出を約束したこともあつてえい意のストーン島にガス受入施設の構ちくをいそいだ。しかるにせつかく施設が完成するに至りながらもガスのはん出が当分の間見送られるようではレアード長官は議会との関係においても立場がない。安全について絶対間違いがなく、にもかかわらず米側としては現地の特しゆ(事情)に細心の配慮を払っている。レアード長官は今後オキナワ協定の議会通過に重要な役割を果たすこととなるが、それに先きがけて本件が難航するようでは長官の意気がそそうするというほかない。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

りゆう政が撤去ルートの早期決定にふみ切るよう日本政府から格段の圧力をかけてもらいたい。

(当方よりタカセ大使をはじめとする日本側が従来よりの努力について述べておいた。)

2. 協定交渉が難航し時間不足の感をこくしていることは違かんである。日本側が対国内、国会に対する説明上種々心があることは米側としてもじゆう分承知している。

しかしながら、なんといつてもきよ額の投資が行なわれたオキナワの返かんを受けるのではなくこれを手離すのであるから、米側こそ対議会説明上はるかに大きな困難があるのであつて、行政府としても内部的に精々コミットしている事項もあり、日本側に強く主張しなければならぬ事項が多い。したがつて財政問題につき、日本側がわくの内容を弾力的に考えてもらうことがかん要であり、更に既に合意に到達しているものと然らざるものと双方を含めてランプ・サムとして取扱えるよう弾力的に考えてくれるぐらいのことがぜひとも望ましい。

3. 基地をできるだけ整理したいとの日本側圧力の理由(LEGITIMACY)は自分としてはじゆう分に理解している。

極秘

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

しかし、協定が議会に付託される現段階で基礎をうんぬんするのはレアード長官をますます境に追いつかすものとしてぎやく効果であり、返かん後に取りあげべき問題である。とにかくレアード長官としては議会に返かん協定を売込ま (SELL) なければならず。これを有効にできるのは同長官をおいてない (当館注：上院でつかいなのは外交委よりも南部の軍事及びせん維議員であることを意味する) こと。したがって国防長官のやりやうに日本側で配慮してもらふ必要があることをゆい記していただきたい。

(丁)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 暗 略 平 総第 11 001 号

第 675 号 ※昭和 年 月 日 時 分 発

大至急・至急・普通・LTF 発電係

※印欄内は電信課記入

主管 米局長

主管局部課(室)名 米局長

起案 昭和46年4月11日

起案者 米局長 電話番号

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

協議先 (米局長に後張り) 受付。11日0800後代保

在米 米局長 (大使) 臨時代理大使 米局長 大臣 発

米局長 総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使 あて 総領事 代理

件名 昭和46年務省の会談

沖繩東才387号 (総務才387号) 転渡。

(3)

昭和四二七二 改正

GB-1

電信課長 成十村

漢 DT

写、済

954

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 暗 略 平 総第 21 007 号

第 号 ※昭和 年 月 日 時 分 発

大至急・至急・普通・LTF 発電係

※印欄内は電信課記入

主管 アメリカ局長

主管局部課(室)名 米局長

起案 昭和46年4月20日

起案者 米局長 電話番号 (0001 2465)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

協議先

在米 米局長 (大使) 臨時代理大使 米局長 大臣 発

米局長 総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使 あて 総領事 代理

件名 (部内連絡)

20日付米局長発沖繩西才部内連絡転電。

昭和四二七二 改正

GB-1

漢

14

374

外務省電信案 (分類)

回覧番号 () 暗 略 平 総第 AP21 006 号
 機密表示 (機密・秘の朱印) 符号表示 第 号 昭和 年 月 日 時 分 発
 大至急 (至急) 普通・LTF 発電係

大臣 政務次官 事務次官 副外務審議官 外務審議官 官房長
 主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長
 主管局部課(室)名 米局長
 起案 昭和 66 年 4 月 20 日
 起案者 電話番号 米局長 (加路 2465)

協議先 条約局長 条約課長 安全保障課長
 在 沖繩 高瀬 (便) 臨時代理大使 総領事 代理
 在 米 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

件名 (部内連絡)

貴電第 387 号に因り、
 1. 20 日 本外務省に於き 山中総務長官の吉野
 アメリカ局長に述べたこと要旨次のとおり。
 (1) 20 日付に於き、日本政府と(21) 日

379
 2498

GB-1 昭和四二七一改正

関係大臣と話し合った結果 日本側から
 負担するに同意した腹を決めた次第であるが
 (2) 早に (右に外部に押し付けられるが大きい。40035)
 これを 沖縄側に内示するに日本側から
 (新ルート) (加路) 交渉
 (米側) 米側から折衷案を交渉させたため
 加担したと(2) 左翼の宣伝に乗ることに
 (3) 今(2) 控えて来た次第である。従って
 日本政府として 次のような御膳立(2) 米側
 (1) 貴大使 (2) 期(2) 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下
 最も好ましいと考へて置く。
 (1) 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下
 納得を得ること。
 (2) これに基づき 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下
 に対し 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下
 乃至 2 分の 1 負担に欲し、旨を請うこと。
 (3) 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下
 (ハ) 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

費用は一切負担せずと回答する
こと。

(一) 右事情に基づき王后良王席が日本政府に対し、
日本側の是非金額を負担し欲しむ
要請する。

(2) 右前記(一)の理由に基き、ランポート
事務局自身か、実はこの額は日本政府が
既に負担するに成り、この如き態度
で応答しないことか、所要の「ラ」
事務局と
打合せを必要とする。

2. ついては、貴大使に基き、琉球に対し
20万ドルの金が先取りされ、左翼の
謀略に乗らぬよう前記1.の各条件の
充足を見届けた上で、本条件に同意
ありたく、右の如き際、たとえは前記1(2)

前段の如き
の事情に基き「ラ」事務局と
事務局と
打合せを必要とする
配慮願す。

米に転電す。

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平 略	総第 24 125 号
命令第 2330 号	昭和 年 月 日 時 分 発	APR 24 18 30
大至急 至急 普通 LTF	発電係	(印)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米1 起案 昭和46年4月26日 起案者 電話番号 ハ2中 2465
--	-------------------------------	---

協議先

在 本 中 島 大使 臨時代理大使
沖繩高瀬 総領事 代理 於て 参事官 大臣 發

電 在 大使 臨時代理大使 於て
報 在 沖繩高瀬大使 総領事 代理

件名 作存薬品輸送中の事故
沖繩の毒ガス撒布

ベルギー大使宛宛電北米1才 147号転電。

31

(昭和四二七一改正)

GB-1

代 十 林 (漢)

写 済

117

(回覧番号) 1057, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平 略	総第 24 124 号
第 147 号	昭和 年 月 日 時 分 発	APR 24 18 30
大至急 至急 普通 LTF	発電係	(印)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米1 起案 昭和46年4月24日 起案者 電話番号 ハ2中 2465
--	-------------------------------	---

協議先

西欧才一課長 北米1才
大田首長 参事官
昭和46年4月24日

在 大 臣 臨時代理大使
ベルギー 小田部 総領事 代理 於て 参事官 大臣 發

電 在 大使 臨時代理大使 於て
報 在 沖繩高瀬大使 総領事 代理

件名 化学薬品輸送中の事故
沖繩の毒ガス撒布

24日 朝の NHK テレビ放送に於ては、フアン
セン郊外のハイウェイで化学薬品を積んだタンク
ローリー車が横転し、事故により流出した化
学薬品が霧状となり燃え、数名の死傷者
を及ぼした由であるが、沖繩の毒ガス兵器の
今夏撤去が予定されている。

(昭和四二七一改正)

GB-1

代 十 林 (漢)

写 済

117

2

陸上移送に伴う安全性確保上の考
 と致したいので、本件事故発生状況の詳
 細調査の上結果御電ありたい。
 沖繩に転電した。
 米. A. U. 131

(明電番号) 外務省電信案 (分類)

電報種別 無期限 部の内 号	符号表示 暗 略 平 第 829 号	総第 28 189 号 昭和 28 年 4 月 28 日 19 時 48 分発	大至急 至急 普通 LTF 発電係	主管 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 アメリカ局長了 参事官了 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和28年4月28日 起案者 電話番号 137 2465
協議先				在米牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 米北 大臣 發	
電報在				大使 臨時代理大使 総領事 代理 米北 大臣 發	
件名				毒ガス撤去	
				(沖繩電才446号(総番号21425)転電。)	

(昭和四二・七一改正)

字 齊

165

- 大政事外外務省
- 事務次官
- 典房
- 臣官官將將長長
- 儀総入電厚計
- 書文会営給
- 調査長
- 参企析調
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北北西
- 参北北西
- 参一
- 参西東洋
- 参西東
- 参近ア
- 参書近ア
- 次総経国資
- 参質統三万
- 参政技二
- 参国一理
- 参務協規
- 参課課科
- 参社専
- 参道内外
- 参一

電信写

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せしめたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 2 / 425 主管
 71年4月28日 11時36分 沖繩 発 米
 71年4月28日 11時39分 本 省 着 米

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 どくガス撤去

第446号 極秘 大至急
 往電第434号に関し
 1. 27日よるノールス政治顧問よりの連絡によれば、ヤラ主席は、大島広報部長をしてヘイズ少将を通じ弁務官と30日午前にとくガス輸送の保安手段とルートについて会談した旨申入れた由である。
 2. その際大島は、ヘイズ少将に対してルート決定のアナウンスの方法として、(イ)ヤラ主席が行なり、(ロ)米りゆうあるいは日米りゆう3者共同で行なり、(ハ)ランパートが米側決定として行なり、の三つのうちりゆう政は(ハ)を希望している旨述べているが、米側は(イ)を希望しており、これらの調整について日本側のサオスションを得た旨述べていた。
 3. ついては冒頭往電の支払い方法とあわせ上記2.について大至急御検討の上回電ありたい。
 (了)

極秘
 164

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の表示)	符号表示	総案	28 187 号
極秘	略 平	昭和	年 月 日 時 分 秒
無期限	第 830 号	APR 28 1951	
部の内号	大至急・至急・普通・LTF	発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局長了 参事官了 北米第一課長	主管局部課(室)名 北1 起案 昭和46年4月28日 起案者 12中 電話番号 2465
---	---------------------------------	--

協議先

在 米 牛物 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
 報 総領事 代理 あて

件名 毒ガス撤去22ト
 (沖繩米電才435号(総番号20931)転電)

済

150

(※印欄内は備忘録記入)

(昭和四二七一改正)

カヒ

大政通外列

務務典房

次官官審審長長

付付人電厚計

書文会営給

調査長
領移長

参企折調

参領旅移

長
長

参地中東

北東西

参北東

中南
審歌長

参一二

参西東洋

西東

近ア長
経

参審近ア

次総経國濟

長
経協長

参買統國万

参政技二

國一理

長
國

参政協規

参政経科

長
専
長
文長

軍社専

参通内外

一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 20931
 71年4月24日15時10分 神 繩 発 北
 71年4月24日15時22分 本 省 着 北

外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス搬入コスト

第435号 極秘
 住電第434号別電

A LETTER ADDRESSED TO COMMANDING GENERAL, HQ,
 UNITED STATES ARMY RYUKYU ISLANDS WHICH STATES
 GENERALLY: " ENCLOSED HEREWITH IS A CHECK DRAWN
 ON THE "X" BANK PAYABLE TO THE TREASURER OF THE
 UNITED STATES IN THE AMOUNT OF \$ 200,000.
 THIS SUM IS TO BE USED BY THE UNITED STATES ARMY
 FOR THE CONSTRUCTION OF A ROAD WHICH IS TO BE USED
 AS THE ROUTE FOR THE SHIPMENT OF CHEMICAL MUNITIONS
 FROM OKINAWA. SINCERELY, SIGNATURE."
 THERE WILL BE NO OBJECTION TO DESCRIBING THE
 ROUTEING GREATER DETAIL, HOWEVER, THE FOREGOING IS
 ALL THAT WILL BE NEEDED.
 LETTER COULD BE ADDRESSED, ALTERNATELY, TO LTG
 JAMES B. LAMPART, HIGH COMMISSIONER OF THE

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

RYUKYU ISLANDS AND COMMANDING GENERAL, U. S. ARMY,
 RYUKYU ISLANDS.

(3)

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 種別 無期限	符号表示 略 平 暗	総第 28 188 号
部の内 号	第 831 号	昭和 46 年 4 月 28 日 時 分 秒
大至急 (至急) 普通 · LTF		発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長了 参事官了 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年4月28日 起案者 12P 電話番号 2465
---	---------------------------------	--

協議先

在米 米本物 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 毒ガス撤去2スト

(沖繩米才434号(総番号20930)特電)

31

(昭和四二七一改正)

GB-1

漢

字 済

96

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 種別 無期限	符号表示 略 平 暗	総第 28 201 号
部の内 号	第 838 号	昭和 46 年 4 月 28 日 時 分 秒
大至急 (至急) 普通 · LTF		発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年4月28日 起案者 加藤 電話番号 2465
---	-------------------------------	---

協議先

在米 米本物 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 毒ガス撤去

(沖繩米才2 往電米北1才12P号特電)

31

(昭和四二七一改正)

GB-1

漢

字 済

185